

海外展開支援事業費補助金（一般枠）【第3回】のご案内

県では、県内企業の海外取引拡大を後押しすることを目的として、海外展開に積極的な中小企業者及び事業組合等が行う海外展開活動に対し、経費の一部を補助します。

申請締切 平成30年8月10日（金）午後5時書類必着

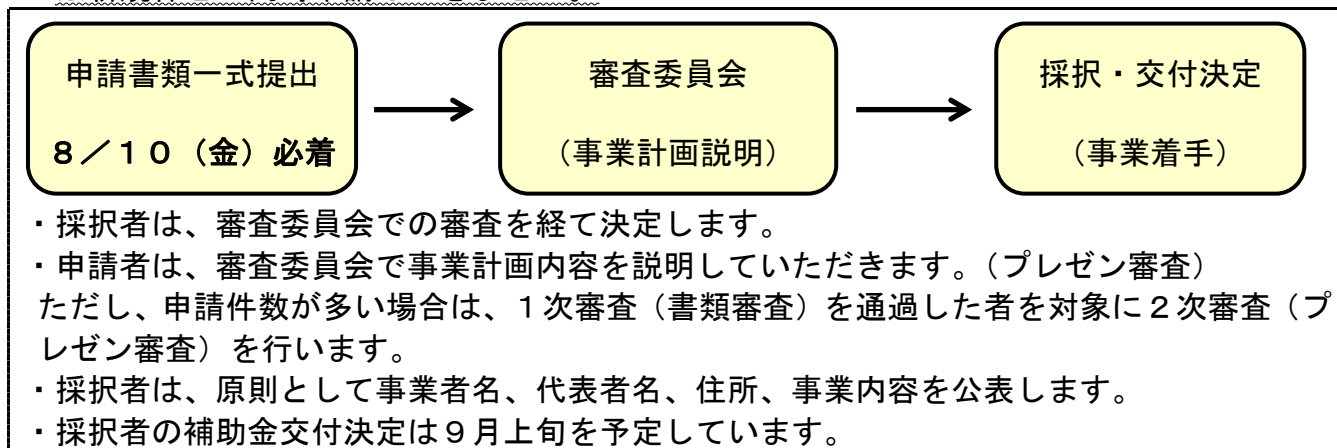
（1）補助金制度の概要

対象となる事業実施主体	<ul style="list-style-type: none">・ 中小企業者（みなし大企業は除く）・ 中小企業者が構成するグループ※「7海外新拠点開設事業」は除く。・ 組合又は組合連合会※「7海外新拠点開設事業」は除く。
要件	<ul style="list-style-type: none">・ 秋田県内に本社又は事業所を有し、当該本社又は事業所が、海外への販路開拓等を目的に海外展開事業を行うものであること。※「7海外新拠点開設事業」は、秋田県内に本社を有すること。・ 国税や地方税の滞納があるなどの欠格事項に該当しないこと。・ 平成23年度からの海外取引支援補助事業及び当該海外展開支援事業で補助金を交付された回数が通算5回を超えないこと。※H28年度からH29年度まで実施した多分野企業連携枠は除く。
補助率	補助対象経費の1/2以内（千円未満切り捨て）
補助限度額	80万円
実施期間（平成30年度）	交付決定日から平成31年3月31日まで
対象事業・対象経費	※裏面参照

（2）申請・審査の流れ

※詳しい手続きや申請に必要な書類については、「募集要項」で必ず確認してください。

※新規枠との同時申請はできません。



お問合せ先 秋田県産業労働部 商業貿易課 貿易・経済交流班

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎3階

TEL:018-860-2218 FAX:018-860-3887 メール:com-tra@pref.akita.lg.jp

※募集要項・申請書様式等は秋田県公式ウェブサイトに掲載しています。

トップページ>県の組織（課所別）から探す（組織別案内）>産業労働部>商業貿易課

(3) 対象事業

※補助対象経費の詳細については、「募集要項」でご確認ください。

対象事業区分	主な事業内容	利用条件
1 見本市等出展事業	海外の見本市、商談会、物産展等へ出展し、商談等を行う（海外で商談会を開催する場合を含む。）。	・同一年度内に2件まで。
2 海外現地調査事業	海外販路開拓や海外調達のため現地市場調査を行う。	・他の対象事業と組み合わせて実施すること（商談を伴う場合は単独実施可）。
3 商品改良事業	輸出向け商品の改良や試作品製作を行う。	
4 証明書等取得事業	輸出に必要な各種検査・証明書等を取得する。	・取得が必要な理由を明確にすること。 ・「1見本市等出展事業」の対象となる検査料、証明書等取得費は除く。
5 海外向けPR資料作成事業	会社や製品を外国語で海外へ広く周知するための資料作成を行う。	・「1見本市等出展事業」の対象となるPR資料作成費は除く。
6 バイヤー等招へい事業	海外のバイヤー等を招へいし、商談や視察を実施する。	・商談を伴う事業とし、視察のみは対象外とする。 ・新規取引先開拓又は販路拡大を目的とするものであること。 ・同一年度内に2件まで。
7 海外新拠点開設事業	海外に拠点事務所を開設する。	・県産品の販路拡大を目的とし、販路開拓、業務展開、海外企業との連携等の取組を行う者であること等。

(4) 補助対象経費

※補助対象経費の詳細については、「募集要項」でご確認ください。

1 対象事業	2 補助対象経費
(1) 見本市等出展事業	輸送経費、出展経費、アドバイザー活用経費、通訳費、外国語版資料等作成及び翻訳費、旅費
(2) 海外現地調査事業	アドバイザー活用経費、通訳費、旅費
(3) 商品改良事業	研究開発費・パッケージ改良費、アドバイザー活用経費
(4) 証明書等取得事業	各種検査・証明書等取得費
(5) 海外向けPR資料作成事業	海外向けPR資料作成費
(6) バイヤー等招へい事業	旅費、会場経費、通訳費
(7) 海外新拠点開設事業	旅費、アドバイザー活用経費、通訳費、翻訳費、手数料

※事業完了後、「実績報告書」と合わせて、事業の実施状況を示す書類と、経費の支出を証明する書類を御提出いただきます。見積書、契約書、領収書等の書類や事業の実施内容が確認できない経費については、補助対象外となります。

※補助金は原則後払いとなります。事業者側で事業費を全て支払ったことを確認できた後での補助金交付となりますので、ご注意ください。